

8. 中南和・東部地域のサポート

(1) 地域づくり・観光交流の促進のためのサポート

| 区分 | 名称 | 目的・内容 | 助成対象 | 実施主体 | 県窓口担当 |
|-----------------|---------------------|---|------------|------|--------------|
| ①県から市町村に対する直接助成 | 世界遺産登録推進事業 | 世界遺産登録に向けた発掘調査に対する助成 スキーム：国1/2（直接補助） 県1/4 市町村1/4 助成対象：明日香村 県予算額：1,750千円 | 市町村 | 奈良県 | 地域振興部文化振興課 |
| ①県から市町村に対する直接助成 | 南部・東部振興プロジェクト推進事業 | 南部地域の市町村が抱える様々な課題の解決方策を検討し、「南部振興計画」、「東部振興計画」において市町村等が実施するプロジェクトとして位置づけられた事業について、その立ち上げに要する経費を補助 スキーム：ソフト事業 市町村2/3 その他3/4 ハード事業 市町村1/2 その他3/4 県予算額：30,000千円 | 市町村住民団体 | 奈良県 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ①県から市町村に対する直接助成 | 新南部宿泊観光PR事業 | 市町村のプレミアム宿泊旅行券発行費用に係る過疎債元利償還金相当額に対する助成 スキーム：プレミアム宿泊券の発行費用に係る過疎債元利償還金のうち、地方交付税算入額を差し引いた額の10/10 助成対象：五條市、吉野町、天川村、十津川村、下北山村、川上村 補助方法：事業実施翌年度に一括交付 H25は補助対象案件なし | 市町村 | 奈良県 | 観光局観光振興課 |
| ③県庁力によるサポート | 新定住・交流促進による地域復興推進事業 | 県内市町村の定住・交流施策を支援 支援内容：県HP、パンフレット等で市町村移住情報の発信 市町村に対し、定住・交流促進に関する情報提供 定住促進イベントに参加 奈良県定住・交流推進協議会を運営し、施策検討 県予算額：4,278千円 | 市町村 | 奈良県 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ③県庁力によるサポート | 過疎法推進事業 | 過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進特別措置法（改正法）に基づき、過疎対策事業を推進 支援内容：関係市町村への連絡や情報提供などによる密接な情報共有 支援対象：過疎地帯市町村 県予算額：642千円 | 市町村（過疎地域） | 奈良県 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ③県庁力によるサポート | 南部・東部振興プロジェクト検討事業 | 南部及び東部を元気にする構想に掲げるプロジェクトを実現するため、南部・東部地域及び同様の課題を抱える周辺地域の抱える課題の解決方策について、県と市町村等が協働して検討 支援内容：県と市町村等が協働して課題解決策を検討 支援対象：南部・東部地域及びその周辺地域 県予算額：15,500千円 | 市町村（南部地域等） | 奈良県 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ③県庁力によるサポート | 地域支援員活動事業 | 地域支援員が、南部・東部地域の地元ニーズを把握するため、南部地域等に常時出張し情報収集、懇談を行い、地域振興のための調整を実施 支援対象：南部・東部地域及びその周辺地域 県予算額：1,140千円 | 市町村（南部地域等） | 奈良県 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ③県庁力によるサポート | ふるさと復興協力隊設置事業 | 紀伊半島大水害からの復興活動等、地域協力活動に従事する人材をふるさと復興協力隊として採用し、南部地域の市町村に配置 支援対象：南部・東部地域及びその周辺地域 県予算額：88,242千円 | 市町村 | 奈良県 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ③県庁力によるサポート | 一町一村一まちづくり構想推進事業 | 地域の特徴を活かした、くらしやすく賑わいのあるまちをつくるため、調査・検討を実施 支援対象：南部・東部地域及びその周辺地域 県予算額：4,750千円 | 市町村 | 奈良県 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ③県庁力によるサポート | 新地域産業復興プロジェクト推進事業 | 南部地域の風土、文化などの魅力情報を地域特産品に付加することにより、戦略的な販路開拓を推進 物産展の開催、スローライフ全国大会の誘致 県・市町村・民間団体等による実行委員会への費用負担 県予算額：7,500千円 | 市町村 | 奈良県 | 地域振興部南部東部振興課 |

| 区分 | 名称 | 目的・内容 | 助成対象 | 実施主体 | 県窓口担当 |
|-------------|------------------------------|---|-----------------------|-------|---------------|
| ③県庁力によるサポート | 新東部をよくするプロジェクト推進事業 | 大和高原（東吉野）地域振興懇話会における共通課題（間伐材利用、地域防災など5テーマ）の解決に向けた調査及び地域観光の振興のため設置された大和高原（東吉野）観光振興協議会による連携事業の実施 県予算額：4,500千円 | 市村協議会 | 奈良県 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ③県庁力によるサポート | 紀伊半島大水害復旧・復興推進事業 | 紀伊半島大水害復旧・復興計画に基づき、復旧・復興を着実に推進 復旧・復興推進本部等の運営 復旧・復興計画の進捗管理、進捗評価に関する調査及び有識者からのアドバイス聴取 被災地域再生のワークショップ開催 復旧・復興シンポジウム開催 県予算額：25,000千円 | 市町村（南部地域等） | 奈良県 | 地域振興部復旧・復興推進室 |
| ④国からの助成 | 集落活性化推進事業 | 地方の条件不利地域における公益サービスの維持確保、地域産業の活性化及び地域間交流の促進を図るため、市町村・NPO等が行う地域内の既存ストックを活用した施設整備等を支援 スキーム：1/2以内 | 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域 | 国土交通省 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ④国からの助成 | 過疎地域等自立活性化推進交付金（自立活性化推進事業） | 過疎地域の活性化を推進するため、地方公共団体が取り組む以下のようなソフト事業を幅広く支援 ①産業振興（スマートビジネス） ②生活の安心・安全確保対策 ③集落の維持・活性化対策 ④移住・交流・若者の定住促進対策 ⑤地域文化伝承対策 ⑥環境貢献施策の推進 スキーム：1事業につき、10,000千円定額交付 | 過疎地域市町村等 | 総務省 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ④国からの助成 | 過疎地域等自立活性化推進交付金（定住促進団地整備事業） | 地域における定住を促進するため、住宅団地を造成するために必要な経費に対して補助 スキーム：1/2以内 | 過疎地域市町村 | 総務省 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ④国からの助成 | 過疎地域等自立活性化推進交付金（集落等移転事業） | 基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるために必要な経費に対して補助 スキーム：1/2以内 | 過疎地域市町村 | 総務省 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ④国からの助成 | 過疎地域等自立活性化推進交付金（季節居住団地整備事業） | 漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成するために必要な経費に対して補助 スキーム：1/2以内 | 過疎地域市町村 | 総務省 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ④国からの助成 | 過疎地域等自立活性化推進交付金（定住促進空き家活用事業） | 地域の空き家を活用し、地域における定住を促進するための空き家の改修に必要な経費に対して補助 スキーム：1/2以内 | 過疎地域市町村 | 総務省 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ④国からの助成 | 過疎地域等自立活性化推進交付金（遊休施設再整備事業） | 地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用して生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等を整備するのに要する経費に対して補助 スキーム：1/3以内 | 過疎地域市町村等 | 総務省 | 地域振興部南部東部振興課 |
| ⑥アドバイス・相談 | 水源地域対策アドバイザー派遣制度 | 水資源の地域づくりや地域振興を支援するため、水源地域の市町村に対して地域活性化の専門家を派遣 | — | 国土交通省 | 地域振興部地域政策課 |
| ⑥アドバイス・相談 | 地域支援員活動事業 | 地域支援員が、南部・東部地域の地元ニーズを把握するため、南部地域等に常時出張し情報収集、懇談を行い、地域振興のための調整を実施 | — | 奈良県 | 地域振興部南部東部振興課 |

8. 中南和・東部地域のサポート

(2) 生活環境の維持・向上のためのサポート

| 区分 | 名称 | 目的・内容 | 助成対象 | 実施主体 | 県窓口担当 |
|------------------|---|--|-------------|------|--------------------|
| ①県から市町村に対する直接助成 | 携帯電話等エリア整備事業 (携帯電話等エリア整備事業補助金) | 携帯電話の不感地解消を目的とした携帯電話用基地局を整備する市町村に対する補助 スキーム：国2/3、市町村1/3 助成対象：御杖村 県予算額：4,116千円 | 市町村 | 奈良県 | 総務部 情報システム課 |
| ①県から市町村に対する直接助成 | 携帯電話等エリア整備事業 (携帯電話等エリア整備事業助成交付金) | 施設整備事業を実施した市町村に、起債償還金の一部を事業完了の翌年度から2ヵ年で分割交付 スキーム：過疎地域1/25、辺地2/75 助成対象：五條市、御杖村、野迫川村、十津川村、東吉野村 県予算額：2,829千円 | 市町村 | 奈良県 | 総務部 情報システム課 |
| ①県から市町村に対する直接助成 | 地上デジタル放送普及促進事業 (地上デジタル放送普及促進事業助成交付金) | 新たな難視対策として、共聴施設を新設する共聴組合等に助成を実施した市町村に対し、起債償還金の一部を事業完了の翌年度から2ヵ年で分割交付 スキーム：市町村助成額から地方債の元金にかかる地方交付税措置額を除いた額に対し、県1/2、市町村1/2 助成対象：五條市 県予算額：45千円 | 市町村 | 奈良県 | 総務部 情報システム課 |
| ②地域づくり団体に対する直接助成 | 地域公共交通活性化検討事業 | 駅を中心とした地域の活性化と公共交通機関のため、交通結節点における利便性向上等の取組を支援 バス・乗合タクシー等の活性化、再生に係る事業 公共交通の利用促進に資する事業等 スキーム：県1/2 市町村1/2 支援対象：上記事業を実施する協議会 (王寺町周辺地域公共交通活性化協議会) 県予算額：1,000千円 | 市町村が参画する協議会 | 奈良県 | 県土マネジメント部 地域交通課 |
| ②地域づくり団体に対する直接助成 | 安心して暮らせる地域公共交通確保事業 | 日常生活に必要な移動を安心して行えるよう、市町村における暮らしを支えるコミュニティバス等の地域公共交通の効率的な運行に向けた協議会の取組への支援 効率的な運行計画の策定費補助 利用環境向上等に係る事業費補助 交通環境の改善に向けた先駆的取組に対する運行費補助 支援対象：上記事業を実施する協議会 県予算額：21,500千円 | 市町村が参画する協議会 | 奈良県 | 県土マネジメント部 地域交通課 |
| ②地域づくり団体に対する直接助成 | 過疎地域の移動手段確保事業 | 過疎地域における生活交通を確保するため、地域の実情に応じた利用促進策等の取組を支援 スキーム：県1/2 市町村1/2 支援対象：上記事業を実施する協議会 県予算額：2,450千円 | 市町村が参画する協議会 | 奈良県 | 県土マネジメント部 地域交通課 |
| ②地域づくり団体に対する直接助成 | 奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業 | 公共交通ネットワークの充実・改善を図るため、移動の目的に着目したバス交通を確保 運行費補助 スキーム：運行費の3/10（過疎地域においては1/2） ※運行欠損額の1/2を上限 助成対象：乗合バス事業者 ノンステップバス車両の購入費補助 スキーム：県1/3 国1/2（直接） 助成対象：乗合バス事業者 県予算額：174,500千円 | 乗合バス事業者 | 奈良県 | 県土マネジメント部 地域交通課 |
| ③県庁力によるサポート | 拡張事業 (宇陀市室生ブランチ整備) | 宇陀市室生大野・室生三本松地区への県営水道送水管布設工事の実施 支援対象：宇陀市 県予算額：368,900千円 | 市町村 | 奈良県 | 水道局 業務課 |

| 区分 | 名称 | 目的・内容 | 助成対象 | 実施主体 | 県窓口担当 |
|---------|--|---|-------------------------|-------|--------------------|
| ④国からの助成 | 地域公共交通確保維持改善事業 (バリアフリー化設備等整備事業) | バリアフリー化により制約の少ないシステムの導入等、移動にあたっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業（駅のバリアフリー化、ノンステップバス・福祉タクシーの導入等）に対して補助 スキーム：1/4～1/3 対象者：鉄軌道事業者、乗合バス事業者、タクシー事業者等 | 鉄軌道事業者、乗合バス事業者、タクシー事業者等 | 国土交通省 | 県土マネジメント部 地域交通課 |
| ④国からの助成 | へき地児童生徒援助費等補助金 | へき地学校及び学校統合及び過疎地域等における遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和を図るためにスクールバスを購入する事業に対して補助等 スキーム：スクールバス・ボート購入費 1台（隻）2,500千円を限度として購入費の1/2の額 遠距離通学費1/2以内 寄宿舎居住費1/2以内 | 市町村 | 文部科学省 | 教育委員会 学校支援課 |
| ④国からの助成 | 地域公共交通確保維持改善事業 (地域間幹線系統確保維持費国庫補助金) | 都道府県協議会等が定めた生活交通ネットワーク計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統に対する運行経費補助 スキーム：収支差額の1/2 対象者：乗合バス事業者 平成25年度内定額：40系統、156,650千円 | 乗合バス事業者 | 国土交通省 | 県土マネジメント部 地域交通課 |
| ④国からの助成 | 地域公共交通確保維持改善事業 (車両減価償却費等国庫補助金) | 都道府県協議会又は市町村協議会等が定めた生活交通ネットワーク計画に取得が必要として掲載された車両の取得にかかる費用を補助 スキーム：減価償却費又はリース料の1/2 対象者：乗合バス事業者、自家用有償旅客運送事業者 平成25年度内定額：6両、12,001千円 | 乗合バス事業者、自家用有償旅客運送事業者 | 国土交通省 | 県土マネジメント部 地域交通課 |
| ④国からの助成 | 地域公共交通確保維持改善事業 (地域内ファイダーシステム確保維持費国庫補助金) | 市町村協議会等が定めた生活交通ネットワーク計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統に対する運行経費補助 スキーム：収支差額の1/2（当該市町村の人口等を基準として 国土交通大臣が算定する額を上限） 対象者：乗合バス事業者、自家用有償旅客運送事業者 | 乗合バス事業者、自家用有償旅客運送事業者 | 国土交通省 | 県土マネジメント部 地域交通課 |
| ④国からの助成 | 地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通調査事業) | 地域の公共交通に関する確保維持改善に関する計画の策定調査に必要な経費について補助金を交付 スキーム：定額（上限額20,000千円） 対象者：協議会 | 協議会 | 国土交通省 | 県土マネジメント部 地域交通課 |